

第3期 入善町障害者計画

令和5年3月

入 善 町

目 次

第1章 総 論

第1節 基本的な考え方	3
1 計画策定の趣旨	
2 障害者計画の法的根拠	
3 計画策定の背景	
4 計画の基本理念	
5 計画の基本目標	
6 計画期間	
7 計画の推進体制	
第2節 障がい者を取り巻く現状	6
1 人口減少と少子高齢化	
2 障がい者の現状	
3 入善町障害者計画策定アンケート調査結果（調査結果別冊）	

第2章 施策の方向

第1節 広報・啓発・福祉活動の推進	11
1 広報・啓発活動の推進	
2 情報受信・発信体制の整備充実	
3 町民の福祉活動への支援充実	
第2節 生活支援と相談の充実	13
1 地域生活を支えるサービスの充実	
2 居住環境の充実	
3 相談支援の充実	
第3節 安全な生活環境づくり	16
1 障がい者にやさしいバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	
2 住居環境の整備	
3 防災・津波対策の推進	
4 防犯・安全対策の推進	
第4節 保健・医療の充実	19
1 疾病等の予防と適切な保健・医療の提供	
第5節 教育・療育の充実	20
1 療育の推進	
2 インクルーシブ教育の推進	
第6節 雇用・就労の支援	22
1 一般就労の推進	
2 就労支援の充実	
第7節 余暇・生きがい対策の推進	23
1 文化芸術・スポーツ等余暇活動の振興	
2 障がい者の当事者活動の推進	
3 活動参加のための支援	
第8節 権利擁護の推進	25
1 障がい者の権利擁護	
2 まちづくりへの参画の支援	

◆ 第3章 計画の推進 ◆

- 1 町民との連携による障がい者福祉の推進 27
- 2 計画の実施と評価 27

◆ 資料編 ◆

- 1 障がい者施策に関する制度改正等の主な経緯
- 2 入善町障害者計画策定委員会設置要綱
- 3 入善町障害者計画策定委員会委員名簿
- 4 入善町障害者計画の概要

※「障害」と「障がい」の表記について

この計画書では、「障害」の「害」という漢字の表記については、「害」という漢字が持つマイナスイメージや当事者の意見から、ひらがなで「障がい」と表記しています。

ただし、法令等の用語としての「障害」と規定されている用語等については、漢字で表記しています。

第1章 総論

第1節 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

入善町は、平成25年3月に策定した「障害者計画（H25年度～R4年度）」において、「一人ひとりの人格・個性を尊重し、障がい者が安心して地域で暮らせる共生社会づくり」を基本理念に掲げ、その実現に向けて取り組みを推進してきました。

この計画期間中には、障害者基本法の基本原則の1つである「差別の禁止」を具現化するため、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」と「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正法が施行され、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められました。

また、平成30年には「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」と「児童福祉法」が改正され、新たな障害福祉サービスの創設等により、地域社会における共生に向けた取り組みが強化されています。

このように法制度が充実されるなか、本町では、障がいのある人とその家族の高齢化や核家族化の進展により、いわゆる「親亡き後」の不安を抱える世帯の増加や高齢福祉、児童福祉、保健・医療、教育など幅広い分野にわたる複合的な生活課題を抱える世帯への対応など、障がい者の福祉を取り巻く課題は、年々複雑化し、多様化しています。そこで、本計画は、中長期的な視点に立って、近年の社会情勢の変化に適切に対応するとともに、本町の障がい者施策の一層の推進を図るため、令和5年度からの新しい計画を策定するものです。

2 障害者計画の法律的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、入善町における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

3 計画策定の背景

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、この条約の締結に関連して、わが国の障がい者に関する法整備が推進されました。

平成23年7月改正の障害者基本法では、「障がい」によって受ける社会生活の制限は、心身機能の障がいによってのみ生じるのではなく、差別や偏見など社会にある様々な障壁との相互作用によって作り出されるという「社会モデル」の考え方が採用され、障がい者の定義や施策の目的等が大きく見直されました。そして、改正障害者基本法で掲げる「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」や「障害者総合支援法」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」、「障害者差別解消法」等が新たに整備されてきました。

さらに、「障害者雇用促進法」や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等が改正されたほか、平成30年には、障害者総合支援法と児童福祉法が見直され、共生社会の実現に向けた法整備が進められています。また、国では、平成29年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互理解に向けてコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」やアクセシビリティの向上にむけた「ユニバーサルデザインの街づくり」に関する取り組みが推進されています。

4 計画の基本理念

障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して行われることが、障害者基本法に定められています。

このことから、だれしものが、必要な支援を受けながら、自らの生活のあり方や人生について、自らが選び、決め、行動する権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域に参加する主体として捉え、すべての人々を孤独や孤立等から援護し、社会の一員として包み支え合える地域社会の実現が求められます。

こうした考えに基づき、本計画の基本理念を「笑顔をささえる、幸せなまちづくり・安心して地域で暮らせる共生社会づくり」として、本町の障害者計画を策定します。

持続可能な地域の実現をめざした計画

今日、持続可能な地域を実現するという視点は不可欠なものといえます。平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」は、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択されました。その中に、「持続可能な開発目標（SDGs：エスディーゼズ）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。SDGsは、「誰一人として取り残さない」ことを理念としています。17のゴールには、こうした視点を踏まえて福祉を進めていく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定めます。

① 福祉で支える暮らしの推進

住み慣れた地域で安全安心に暮らせるよう、生活支援サービスの充実はもとより、防災対策、生活環境の整備、障がいへの理解を促進し、誰もが住みやすく孤立しないまちの実現を目指します。

② 医療体制の充実と連携によるケア体制の構築

保健、医療、福祉、教育、雇用など関連施策との連携によりライフステージに即した総合的な支援の推進に努め、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大や地震・風水害等の災害発生時の非常時などを想定して、障がい者を含め脆弱な立場にある人々への影響やニーズに留意しながら取り組みを進めます。

③ 誰もが活躍できる社会の実現

障がいの有無にかかわらず社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野にわたって活動できる社会づくりを進めるとともに、個々の障がいの状況に応じたサービスと情報を自ら選択・利用できる体制を整え、共に育ち・学び、そして希望をもって働ける場の充実に努め、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

6 計画期間

本計画の計画期間は、国の障害者基本計画等を踏まえ、令和5年度～令和14年度までの10年間としますが、以後、継続的に本計画の進捗状況を点検・評価し、計画の見直しを進めていきます。

入善町障害者福祉計画
ハートプラン21
(平成25～令和4年度)

入善町障害者計画
(令和5～14年度)

7 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、町役場内の各関係部署との連絡調整を強化し、障がい者や家族、関係団体や関係機関、さらには地域住民との連携、協力を深め、地域社会全体で計画の推進を図ります。また、入善町総合計画、入善町地域福祉計画並びに入善町障害福祉計画・障害児福祉計画をはじめとする各分野の行政計画との連携により効果的な計画推進に努めます。

第2節 障がい者を取り巻く現状

1 人口減少と少子高齢化

入善町では、世帯数が平成28年から令和3年までに69世帯増加する一方、人口は、1,770人減少しています。また、高齢者のみ世帯の増加の傾向にあります。

子どもの出生数の減少により、高齢者の割合が高くなる傾向にあります。一方で、団地の造成に伴う人口動態の変化等により、地域での高齢化の割合の進行には「差」が生じています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、町全体では人口減少が続き、令和22年には、老年人口が生産年齢人口を上回る事が推計されています。

今後は、障がい者の高齢化、それに伴う重度化や障がい者の介護にあたる家族の高齢化が予想され、その実態を適切に把握していくことが求められています。

《人口と世帯数の推移》

年次	世帯数	人口			世帯当たり 平均人員	人口密度 人/km ²
		総数	男	女		
令和3年	8,774	23,341	11,166	12,175	2.66	327.6
令和2年	8,699	23,839	11,385	12,454	2.7	334.6
令和元年	9,037	24,160	11,598	12,562	2.67	339.1
平成30年	8,934	24,480	11,792	12,688	2.74	343.6
平成29年	8,808	24,838	11,935	12,903	2.82	348.6
平成28年	8,705	25,111	12,000	13,111	2.88	352.4

《年齢三区分別人口》

	令和3年	令和2年	令和元年
総人口	23,341	23,839	24,160
0歳～14歳	2,242	2,342	2,405
15歳～64歳	12,219	12,717	13,101
65歳以上	8,784	8,780	8,596
県構成比	33.1%	32.8%	32.3%
国構成比	29.1%	28.7%	28.4%

(注) 総数は年齢不詳を含む。

※ 国勢調査（富山県人口移動調査）より 各年10月1日

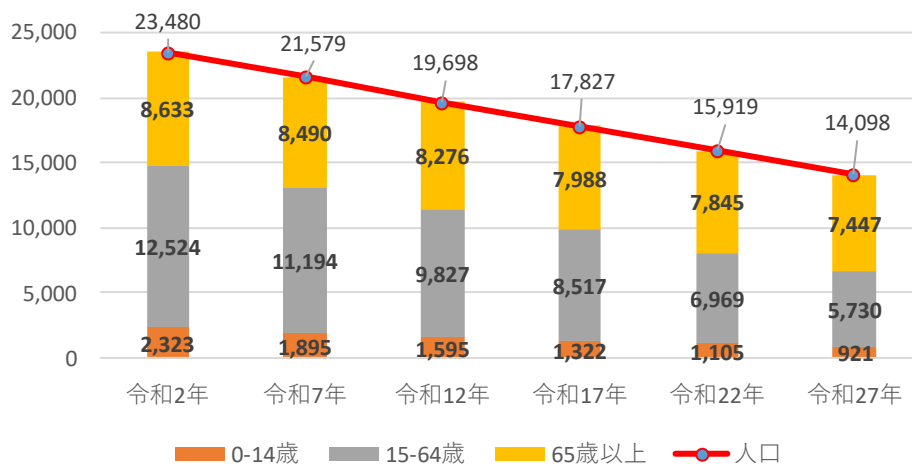
人口の推計

(人)

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
人口	23,480	21,579	19,698	17,827	15,919	14,098
0-14歳	2,323	1,895	1,595	1,322	1,105	921
15-64歳	12,524	11,194	9,827	8,517	6,969	5,730
65歳以上	8,633	8,490	8,276	7,988	7,845	7,447

国立社会保障・人口問題研究所

人口推計



※令和2年度についても、人口の推計の数値をそのまま引用しています。

《在宅要援護高齢者の状況》

(各年4月1日現在)

	令和4年	令和3年	令和2年
寝たきり	127	114	105
認知症	436	407	411
虚弱	553	542	530
計	1,116	1,063	1,046

《高齢者世帯の状況》

(各年4月1日現在)

	令和4年	令和3年	令和2年
単独世帯	1,246	1,213	1,191
高齢者のみ世帯	1,211	1,181	1,153

※住民基本台帳より

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合認定調査より

2 障がい者の現状

障がい者の高齢化に伴う影響があり、肢体、内部障害等の身体障害者手帳の所持者数が減少の傾向にあります。一方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者数、精神通院医療の利用者数が増加の傾向にあります。

《障害別身体障害者手帳所持者数》

各年度4月1日現在

年度	視覚	聴覚	平衡機能	言語	肢体	内部	計
令和4年度	85人	117人	4人	13人	632人	325人	1,176人
令和3年度	86人	124人	4人	12人	653人	331人	1,210人
令和2年度	83人	128人	4人	12人	666人	331人	1,224人

《年齢別身体障害者の推移》

各年度4月1日現在

年度	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	計
令和4年度	11人	253人	912人	1,176人
令和3年度	10人	266人	934人	1,210人
令和2年度	11人	280人	933人	1,224人

《療育手帳所持者数》

各年度4月1日現在

年度	計	男	女	18歳 未満	18歳 以上65 歳未満	65歳 以上	重度 (A)	中軽度 (B)
令和4年度	201人	128人	73人	19人	160人	22人	89人	112人
令和3年度	203人	130人	73人	22人	156人	25人	92人	111人
令和2年度	201人	129人	72人	24人	155人	22人	92人	109人

《精神障害者保健福祉手帳所持者数》

各年度4月1日現在

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1級	17人	14人	12人	10人
2級	91人	89人	85人	82人
3級	49人	41人	32人	34人
計	157人	144人	129人	126人

《精神通院医療》

各年度4月1日現在

令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
267人	272人※	244人	234人

- ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支給認定期間の自動延長の対象となった者を含む。

表 身体障がい者の等級別構成

令和4年4月1日現在

年度	視覚	聴覚	平衡機能	言語	肢体	内部	計
令和4年度	85人	117人	4人	13人	632人	325人	1,176人
令和3年度	86人	124人	4人	12人	653人	331人	1,210人
令和2年度	83人	128人	4人	12人	666人	331人	1,224人

令和4年4月1日現在

区分	視覚	聴覚	平衡機能	言語	肢体	内部	計
重度1～2級	54人	34人	0人	2人	210人	175人	475人
中度3～4級	8人	52人	2人	11人	338人	150人	561人
軽度5～6級	23人	31人	2人	0人	84人	0人	140人

3 入善町障害者計画策定アンケート調査結果 (調査結果 別冊)

(1) 調査目的

調査は、入善町障害者計画の策定にあたって、障がい者の方の生活状況や意向などについてお
うかがいし、計画づくりの基礎資料を得るために実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	障害者手帳所持者
抽出数	500
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和4年8月
調査地域	町内全域

(3) 配布数及び回収結果

配布数	500
有効回収数	304
有効回収率	60.8% (参考 H24 調査時 63.7%)

第2章 施策の方向

第1節 広報・啓発・福祉活動の推進

1 広報・啓発活動の充実

アンケート調査の結果でも、地域の住民の障がいに対する理解を求める割合が高く、障がい者が地域のなかで暮らすためには、環境の整備にとどまることなく、周囲の心の壁をなくし、「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させることが重要となります。

障がいへの理解不足や誤解のため、障がい者が偏見や差別等を受けることがないように、広報・啓発活動を引き続き、推進していく必要があります。

また、学校教育の場においても、さまざまな交流機会・研修等を通じて障がいや障がい者への理解を深めるとともに、人権尊重の意識向上を図り、今後も引き続き一層の取り組みが必要となっています。

(1) 障がいと障がい者に関する啓発・広報活動の推進

障がいや障がい者に対する理解を深めるため、「広報入善」や町のホームページ等を積極的に活用して、広報活動を推進します。

特に「精神障がい」、「発達障がい」、「高次脳機能障がい」、「難病」等について、年代や当事者、その家族の状況に配慮しながら、障がい特性や必要な配慮等に関する理解が深まるよう努めます。また、「障害者週間」（12月）、「障害者雇用支援月間」（9月）、権利擁護制度、虐待防止等の周知を推進します。

(2) 地域における障がい者理解学習の推進

ノーマライゼーションの考え方を基本に、幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおける、さまざまな生涯学習の場において、障がい者への理解やボランティア活動の体験などを取り入れるなど、地域における障がい者への理解や学習の機会を充実します。

2 情報受信・発信体制の整備充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が必要な情報にアクセスできるよう情報アクセシビリティの向上に対応していく必要があります。あわせて、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、意思疎通支援の充実も必要です。

障がい者が、地域社会で生活していくためには、地域と交流し、多くの人々とコミュニケーションをとっていけることが重要となります。どのような障がいがあっても、必要な情報を障がいの特性に応じた手段で必要なときに受信・発信できるように、障がい者のニーズ・意向の

把握に努めるとともに、さまざまな情報提供手段の活用により情報のバリアフリー化を推進します。

(1) 障がい者のニーズの把握

多様な手段を通じて、障がい者のニーズを把握し、町の施策に反映していきます。

(2) 意思疎通支援の充実

障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者等による支援を通じてコミュニケーション支援を充実します。

(3) 行政情報のアクセシビリティの向上

町が発行する文書や広報紙をはじめ、障害福祉サービス等のパンフレットの充実等に努めるとともに、町のウェブサイトの活用を促進することにより、必要な情報を入手できるよう利便性を高める工夫と細やかな支援を進め、情報提供の充実を図ります。また、ウェブを通じた通報等への対応など、災害発生時若しくは災害発生するおそれがある場合に障がい特性に応じた多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制整備を促進します。

3 町民の福祉活動への支援充実

障がい者のニーズの多様化などにより、障がい者の生活を細部にわたり支援するためには、公的なサービスに加え、個人や団体のボランティア活動やNPO活動など町民による福祉活動が大きな役割を果たします。

(1) 福祉活動の情報発信の強化

町民による自主的な福祉活動が活発に展開され、地域における福祉サービスの充実が図られるよう、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等の活動情報の発信を強化します。

(2) 障がい者による活動の支援

障がい者や家族会等が行うボランティア活動を支援します。

(3) ボランティアの育成

社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの機能の充実・強化を図り、より一層のボランティア活動の推進とボランティアの育成に努めます。

(4) ボランティア、NPO等の活動支援

町民が積極的にボランティア活動やNPO活動を行えるよう、情報の提供、活動の助言や交流の場の提供に努めていきます。また、ボランティア活動をする側とボランティアを依頼する側を調整し、効率よく活動できるよう支援します。

(5) 専門ボランティアの育成

専門性の高いボランティアとして活動できるように、手話通訳、点訳、音訳等を行うボランティアや障がい者スポーツ指導員等の育成を推進します。

(6) 事業者の社会貢献活動の促進

事業者の社会貢献活動を推奨し、ボランティア活動に対するボランティア休暇制度の導入等への理解を推進します。

第2節 生活支援と相談の充実

1 地域生活を支えるサービスの充実

障がい者（児）が住みなれた地域で生活を続けていくためには、在宅福祉サービスをはじめとする地域生活を支えるサービスが大変重要なものとなります。障がい者が、住みなれた地域で安全に、安心した暮らしを確保していくには、サービスを担う福祉人材を確保する取り組みを推進し、当事者主体の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実、重度（重症）心身障がい者や発達障がい者及び難病患者等への支援に取り組むなど、地域生活を支えるサービスの充実が必要です。

(1) 障害福祉サービス等の推進

ア 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスは、地域生活を支える基本事業であるため、必要とされるサービス量の確保に努めていきます。

イ 日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援等の日中活動系サービスについては、今後も利用者の増加が見込まれることから、サービスの提供体制の維持に努めます。就労移行支援事業、就労継続支援事業A・B型の事業所による、障がい者の就労支援を推進するとともに、福祉・労働・教育等の関係機関のネットワークの拡大に努めます。

ウ 短期入所サービス

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、受け入れ体制の確保・充実に努めます。

エ 居住系サービス

居住の場の確保に向けて、障がいの特性に応じたグループホームの整備を働きかけるほか、啓発活動を通じて、地域における障がい者への理解の促進を図ります。

オ 計画相談支援・地域相談支援

相談支援事業の需要が増加していることから、相談支援事業所の拡充及び相談支援専門員等の養成を働きかけていきます。

カ 地域生活支援事業

障がい者が自立した社会生活や日常生活を営めるよう、スポーツや文化・芸術活動などの社会参加を促進することや、地域で生活する障がい者のニーズを踏まえた事業を実施します。

(2) 障害児サービスの推進

発達障がいなどがある児童に対し、相談支援、保育、児童発達支援、放課後等デイサービス事業などを通じて、家庭において安心して子育てできる環境づくりを進めます。

(3) 発達障がい者、難病患者等への支援

発達障がい、難病、高次脳機能障がいのある人について、相談支援体制の整備、日中活動の場の確保、家族への支援などを進めます。

(4) 施設から在宅への仕組みづくり

長期間入所・入院している障がい者に対して、地域移行支援事業の活用を努めます。また、地域生活移行後のフォローアップ体制を整備し、安心して地域生活が送れるよう支援します。

(5) 身体障害者補助犬の推進

町民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や理解を深める啓発事業を推進し、身体障がい者が外出しやすい環境づくりに努めます。

2 居住環境の充実

障がい者が、地域で安心して暮らしていけるよう、生活の場となる住宅の確保を支援していく必要があります。このためには、社会的活動の拠点、在宅医療の充実や地域住民の理解促進が必要です。

また、施設入所者や長期入院患者が、地域生活へ移行、定着を進められるよう、自宅での生活が難しい場合は、グループホームなど地域において安心して快適に暮らせる住まいの確保を進める必要があります。

(1) 住宅入居への支援

障がい者の地域への移行や定着を促進するため、障がい者や家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。また、入居が円滑に行われるように、障がい者に対する正しい理解を深めます。

(2) 多様な形態のグループホームの充実

「地域で自立生活ができる居住の場」を確保するため、多様な形態のグループホーム等の整備を促進していくとともに、障がいの特性に応じた利用促進のための支援を行います。

3 相談支援の充実

障がい者（障がい児を含む。以下この項において同じ。）が障害福祉サービスなど必要なサービスを自ら選択し契約を行うためには、わかりやすく的確な情報提供がなされるとともに、個人のニーズに合わせ複数のサービスを組み合わせる利用することや事業所間の調整、サービス導入後のフォローアップなど、ケアマネジメントを含む相談支援体制が重要となります。

今後、ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、必要な支援につなぐとともに子ども等の負担軽減を図る観点を含め、障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービス提供体制の確保に努めます。また、アンケート調査の結果で相談先として最も割合が高い家族等の支援者が利用しやすい相談支援体制を構築し適切なサービス利用につなげるとともに、相談支援の充実とその従事者の質の向上を促進します。

(1) 障害福祉サービス利用の支援

相談支援事業者に対し、サービス利用意向の聴取、サービス等利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリング等についての適正な実施を促進します。

(2) 相談支援事業・障害児相談支援事業の向上

新川地域自立支援協議会との密接な連携のもとに、相談支援事業者・障害児相談支援事業者に対しサービス等利用計画、障害児支援利用計画等に関する職員研修などを促し、相談支援事業・障害児相談支援事業の向上に努めます。

(3) 相談支援機関のネットワーク化の推進

障がい者一人ひとりのニーズ、特性に即したサービスを提供できるように、相談支援に関わる関係機関の連携強化によるネットワーク化を推進し、生活全体を総合的にとらえ、様々な課題の共有に努めます。

(4) 相談機能の強化

障がい者やその家族の不安に対応し、孤独・孤立を防ぐためには、身近にいつでも相談できる窓口が必要です。本町では、教育・療育、雇用、生活支援、権利擁護など、多様な相談への対応に取り組んでいます。また、障がいの内容や相談内容によって窓口が異なるなどの課題もみられます。障がい者や家族などが利用しやすい相談体制の構築とともに、だれもが相談できる環境に向けて相談業務の質の向上を図る必要があります。

第3節 安全な生活環境づくり

1 障がい者にやさしいバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障がい者が、地域で生活していくために、様々な施設や設備が安全で利用しやすいように配慮されながら、まちづくりを進めることが重要です。

障がいのある人もない人も安全で快適に暮らせるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、歩行者環境の改善や冬の除排雪対策の充実等に取り組みます。

(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「富山県民福祉条例」などに基づいたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を関係機関と連携し進め、誰でも使いやすく整備された障がい者にやさしいまちづくりを推進します。

(2) 道路や公共施設等の改善・整備

障がいのある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の拡幅、段差の解消を行うなど、バリアフリー化整備に取り組みます。また、既存の公園、公共施設について、誰でも使いやすい施設となるよう、トイレの設置においてユニバーサルデザインの視点を取り入れるよう努めます。不特定多数の人が利用する民間施設等についても、障がい者をはじめ、すべての人が円滑に利用できるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入について働きかけていきます。

(3) 公共交通のバリアフリー化の促進

鉄道、バス等の交通事業者に対して、公共交通機関が誰にとっても利用しやすいものとなるよう、駅や停留所、車両のバリアフリー化による利便性の向上を働きかけていきます。

(4) 円滑な移動支援対策の推進

障がい者の外出、社会参加を支援するため、移動支援事業の充実を図ります。また、引き続き福祉タクシー・ガソリン利用の助成を行います。

(5) 除排雪対策の充実

冬季において誰にとっても安全な生活環境の確保を図るため、除排雪対策の充実に努めます。

2 住居環境の整備

障がい者が、地域で安全に安心して日常生活を送るためには、生活の場となる住宅の確保が不可欠です。住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去をすすめ、アクセシビリティの向上を推進する必要があります。

障がい者一人ひとりの在宅での生活の維持を支援するため、町営住宅、グループホーム等の整備を促進するとともに、民間住宅等の入居支援や住宅改修の支援等を進めます。

(1) 障がい者に配慮した町営住宅のバリアフリー化

町営住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進め、快適な住宅の確保を図ります。

(2) 住環境の整備

グループホームなど、障がい者の地域生活を支援するためのサービスの確保・充実を促進します。また、賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障がい者の入居手続き支援や、重度の障がい者が住み慣れた自宅での生活を維持できるようバリアフリー化への住宅改修にかかる費用の一部助成の利用を促進します。

3 防災・津波対策の推進

障がい者が、災害時に避難できるように、災害時における情報提供、避難支援、安否確認、避難誘導等の充実とともに、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保など、避難行動の支援体制づくりが必要となっています。アンケート調査の結果でも、災害時の支援を求める意見が高く、知的障がい者の介助者は緊急時の対応に不安を感じておられます。

障がい者が住みなれた地域で安心して生活できるように、地域における自主防災組織の育成を図るとともに、災害時の避難支援体制の整備など防災・津波対策を推進します。

(1) 防災・津波に関する知識の普及

障がい者やその家族並びに社会福祉施設に対し、災害に関するパンフレットの配布等広報を推進し、防災・津波に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

(2) 自主防災組織の育成

障がい者等の災害による被害を最小限にし、安全を確保できるよう、自主防災組織の育成に努めます。

(3) 障がい者の防災訓練への参加促進

障がい者の参加のもとに、災害時における障がい者の安全の確保と、適切かつ迅速な救出・援護が図れるよう、防災訓練を推進します。

(4) 避難行動に対する支援

障がい者等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられるよう、災害時避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、個別避難計画の作成を推進し、地域住民や関係団体などと連携した要支援者の安否確認や避難支援などの体制整備を図ります。

(5) 避難所の周知

災害時に障がい者が適切な避難行動をとれるよう、町の広報やホームページ、ハザードマップ、表示板等により地域の避難所及び避難経路の周知を図ります。

(6) 福祉避難所の整備等

災害時に障がい者が安心して避難することができるよう、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定促進に取り組むとともに、意思疎通が困難な障がい者のために保健師、介護支援者、手話通訳者等の派遣など運営体制の整備に努めます。

(7) 障がいの特性に応じた災害情報の伝達

ひとり暮らしの障がい者や視覚障がい者等の安全を確保するため、災害情報の伝達を効果的に行う町のホームページ、メールやファックス等を活用した情報伝達など、情報入手が困難な人に対し災害情報を的確かつ迅速に伝達する手段の充実に努めます。

4 防犯・安全対策の推進

障がい者が自立した日常生活や安心した社会生活を営むためには、防犯をはじめ、交通安全、消費者保護などの安全対策が重要となります。

障がい者の安全な生活を確保するため、被害を未然に防止するとともに、その対応が必要となっています。住みなれた地域での障がい者の安全な生活を確保し、被害を未然に防止するため、防犯対策、交通安全対策、消費者被害防止対策の推進を図ります。

(1) 防犯対策の推進

町の広報紙、ホームページなど、多様な手段を通じて、一人ひとりの防犯意識の高揚に努めるとともに、関係機関との協力のもと地域住民と連携した防犯活動を推進します。

(2) 交通安全対策の推進

交通安全に関する啓発等により、障がい者を交通事故から守り、住みなれた地域で安心して暮らせるよう環境づくりを推進します。

(3) 消費者被害防止対策の推進

障がい者を悪質商法等の消費者被害から守りトラブルを防止するため、消費生活センター等と連携し、悪徳商法等の消費者被害内容の情報提供に取り組むとともに、苦情等に対する相談に努めます。

第4節 保健・医療の充実

1 疾病等の予防と適切な保健・医療の提供

健やかで安心した生活を送るためには、障がいを予防することが重要であり、障がいの原因となる疾病の早期発見や治療の取り組みは、症状の悪化防止や軽減につながります。

また、障がいの症状悪化を防ぎ、改善、あるいは自立生活を促進するため、障がいの特性に合った適切なリハビリテーションを提供する必要があります。

(1) かかりつけ医の促進

障がい者が身近な地域で医療を円滑に利用できるよう、かかりつけ医を持つことを促進します。町民アンケートでは、医療的ケアを受けている児童には、服薬管理を受けている児童の割合が高く、児童に限らず医療的ケアをはじめ、介護や療育の全般で医療機関の支援と情報が必要であり、かかりつけ医を持つことにより、医療的な視点を踏まえた支援を早期に構築することにつながります。

(2) 介護やリハビリテーションの充実

アンケート調査の結果においても、リハビリテーションを受けている方が多く、次いでデイケア等を利用している傾向があることから、障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする訓練や、介護保険制度との連携により加齢にともなう身体機能が低下した障がい者への介護やリハビリテーションの充実を図ります。

(3) 生活習慣病等による障がいの予防と健康の増進

生活習慣病等により、心臓や腎臓の疾病の罹患等を経て障がいの状態となる事を予防する観点から、生活習慣病予防のための各種健康診査事業の充実を図るとともに、健康増進法や高齢者の医療を確保する法律等を踏まえ成人期から高齢期に至るまでの各種保健事業・健康づくり事業の充実に取り組んでいきます。

(4) 精神疾患、精神障がいへの対応

精神疾患や精神障がい等に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動の充実を図るとともに、心の健康に関する相談体制や心の健康づくりの充実を図ります。また、安定した地域生活を送れるよう支援するため、精神疾患等に対する家族の理解を深める取り組みを推進します。

(5) 医療費助成等の活用促進と難病への対応・支援

各種医療費助成・給付等の制度について、周知に努め活用を促進していきます。また、難病の指定が多岐にわたる事から、富山県や医療機関と連携しながら適切な助成制度の周知に努め、療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、保健・医療・福祉の連携に努めます。

第5節 教育・療育の充実

1 療育の推進

障がい児又は療育が必要な児童については、将来の児童の成長を見据えて、必要な治療への支援と発達に応じた訓練等の支援を早期に行うことが重要です。

特に、知的障がいや発達の遅れなどが予測される乳幼児等は、成長により障がいが認識されることが多く、障がいの発見や療育の取り組みに遅れが生じないように、母子保健事業等や医療機関との連携を図り、保育・療育の提供体制の充実を図っていく必要があります。

また、保護者においては、子どもの障がいの受容、療育の確保、経済面などさまざまな不安があることから、障がいへの理解を深め、療育環境のさらなる充実や、保護者同士の相談や情報交換・交流などへの支援が必要となっています。

(1) 障がいへの理解の促進

乳幼児健診や保育所における専門的な支援を確保し、医療機関、保育所、学校、育児サークルなどにおいて障がいや特性を把握できるように、関係者に対する研修の推進を図ります。また、保護者に対して、子どもの障がいへの理解を深めるため、講演会・パンフレット等による啓発活動を進めます。

(2) 療育の充実

療育を必要とする子どもが適切な時期に、個々の発達に応じたきめ細やかな療育を受けられるように、療育の充実を図るとともに、家族との関わりが子どもの心身の発達に重要な役割を果たすことを踏まえ、親子の関わり方への助言や、親同士の交流の場の提供などに努めます。

(3) 家族への支援

保護者の就労の支援、介護負担の軽減やレスパイト（一時的休息）等の観点から、障がい児の保育や障がい児の福祉サービスの提供体制の確保等の取り組みを推進し、家族への支援の充実を図ります。

(4) ライフステージを通じた支援体制の確保

適切な療育や指導を実施するには障がい特性や生育歴・療育歴などに配慮した援助が必要であることから、福祉や教育等関係機関の間での連携強化のための情報の共有化を進め、幼児期からライフステージを通じた一貫した支援体制の整備を図ります。

2 インクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもの自立と社会参加を支援していくため、教育の場における障がい児支援の一層の充実が求められています。障がいの有無に関わらず同じ環境で教育が受けられるよう配慮しつつ、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育により、その可能性や能力を最大限に高め、社会的に自立できるよう幅広い指導や支援が重要です。

(1) 学齢期前療育指導の充実

小学校就学前の障がい児が、発達段階に応じて必要な知識や技能を身につけられるよう継続的な支援体制の充実や、保育所等に対する訪問指導に努めます。

(2) 就学相談の充実

障がい児にとって最も望ましい就学のあり方について保護者が判断できるよう、就学相談の充実を図ります。

(3) 学校教育の体制整備

学校において障がい児に対し適切な教育を行えるように体制の整備に努めます。

(4) 特別支援教育の推進

障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じて、その持てる力を高めることができるよう、町内の小中学校の特別支援学級の適正な運営を進めます。

(5) 卒業後の進路指導の充実

障がい児の発達状況や家族等の意向を踏まえた卒業後の適切な進路相談・指導を行えるよう、特別支援学校、障害福祉サービス事業者等関係機関との連携のもとに進路相談・指導体制の充実を図ります。

(6) 保護者への支援

保護者の相互理解を深め、孤立化を防ぐため、保護者の集い等の開催の支援を行います。

また、日中一時支援、放課後等デイサービスなどによる放課後・長期休暇対策や負担軽減のためのレスパイト（一時的休息）などの保護者支援について、制度の適切な情報提供に取り組みます。

第6節 雇用・就労の支援

1 一般就労の推進

障がい者が、働くことを通じて社会参加することは非常に重要です。アンケート調査結果では、正職員として働く方の割合が就労している方の中で最も高く、障がい者の雇用が促進されるよう、障がい者雇用・就労に関する啓発活動を継続的に展開していくとともに、障がい特性に適した、合理的配慮のある就労の場を確保・拡大していく必要があります。

障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会づくりを目指して、企業・行政・就労支援を行う機関・施設が連携し、障がい者の就労の場や就労の機会の確保を図るとともに、安心して就職・雇用できる環境づくりに努めます。

(1) 障がい者雇用・制度に関する情報提供

事業者等に対し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障がい者雇用にかかる各種制度の周知や情報提供に努めます。また、アンケート調査の結果では、知的障がい者の働く場や機会の拡充が求められており、当事者の意欲とマッチングする情報提供が求められています。

(2) 関係機関の連携強化による雇用・就労環境づくり

事業者やハローワーク等関係機関と連携し、就職を目指す障がい者及び雇用する企業の双方が安心して就職・雇用できる環境づくりに努めます。

(3) 障がい者の職場定着支援

民間企業、地方公共団体における障がい者の雇用を啓発するとともに、職場への適応や定着を推進するため、ジョブコーチなどの制度等の周知に努めます。また、アンケート調査の結果では、身体的な負担や仕事の相談相手、職場の人間関係等が就労上の課題となっており、合理的な配慮のもとで就労を継続できるよう企業への理解促進を図ります。

(4) 就労の機会確保

就労移行支援事業、就労継続支援事業A・B型の事業所や企業等と連携を図り、障がい者の就職の機会確保に努めます。

2 就労支援の充実

障がい者は、それぞれの障がいの状況に応じた働き方を強く望んでいると言えます。就労支援事業所等で行われる福祉サービスは、働く機会や社会参加の機会を提供する役割のみならず、日中の居場所や多くの人とのふれあいの場を提供するなど、多面的な役割を担っています。町における物品及び役務の優先発注や、作業に従事する障がい者が悩みを相談できる体制づくりなどの取り組みが求められます。

(1) 就労支援事業所等の充実

障がい者が自分らしく働けるように、就労支援事業所等への支援に努めます。

(2) 多様な販売先の確保

アンケート調査の結果では、就労上の課題として、給与・工賃などの収入が少ない事が課題となっており、事業を維持するためにも、障害者優先調達推進法における物品等の調達方針等により、障がい者を支援する施設や事業所等における業務の受託を促進し、販売先や連携先の拡充に努めるほか、農商工福連携などによる販売・連携先の充実に努めます。

第7節 余暇・生きがい対策の推進

1 文化芸術・スポーツ等余暇活動の振興

障がい者の文化芸術・スポーツ等余暇活動は、豊かで活力ある生活を送る上で重要です。また、障がいゆえに自己表現が困難な人にとって、文化芸術活動等は自己を表現・実現する機会としても欠かせません。共生社会を実現するため、年齢、障がいの有無にかかわらずスポーツ・レクリエーション、生きがい及び余暇活動を進めていくことが必要となっています。

(1) 障がい者の文化芸術活動の推進

障がい者の文化芸術・余暇活動を促進するため、生涯学習等関係団体や障がい者団体等と連携・協力し、文化芸術・余暇活動の充実に図ります。また、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことができる環境づくりに向け、行事等において字幕や手話による案内の実施等、障がい者のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながらアクセシビリティの向上を図るほか、障がい者の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。

(2) 障がい者スポーツ・レクリエーションの普及・振興

障がい者が自身の健康の維持や体力づくりに主体的に取り組めるように、障がい者スポーツ・レクリエーションの普及を図るとともに、指導員の養成、障がい者スポーツ大会の開催などに努め、障がい者スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

2 障がい者の当事者活動の推進

障がい者の当事者活動等は、自身の生活を向上させるだけでなく、権利を守る上でも重要な取り組みとなります。今後とも、障がい者が社会参加できるような活動の推進が必要となっています。障がい者が、社会の一員として、地域で安全安心に暮らせるように、主体的に取り組む当事者活動や地域での交流活動などの推進とその支援に努めます。

(1) 当事者活動の支援

障がい者や家族が、自ら助け合うことができるように、当事者活動について支援します。

(2) まちづくり活動への参加支援

障がい者が自ら地域に働きかけていく主体的な活動を促進するため、ボランティア体制の充実など支援体制の整備に努めます。

(3) 交流活動の推進による共生社会の実現

地域におけるさまざまな交流活動を推進し、相互の理解と尊重による共生社会の実現を目指します。

3 活動参加のための支援

障がい者が余暇活動や社会活動に参加し地域で自立した豊かな生活をしていくためには、移動手段や情報など、参加するための手段の確保が大きな課題となります。障がい者が社会参加によりいきいきとした生活を送れるように、外出支援、情報提供、ボランティアの育成など活動参加のための支援に努めます。

(1) 活動を促進する外出の支援

障がい者の社会参加が促進されるよう、日常生活における移動手段の確保や、移動支援事業の充実、身体障がい者補助犬の普及及び啓発、駐車区画の適正な利用推進、ハートプラスマーク（内部障がい者を周知するマーク）等の周知に努めるなど、外出支援の充実を図ります。

(2) 情報提供と意思疎通の支援

コミュニケーションに障がいのある人の社会参加機会を保障するため、手話通訳者等の派遣などの支援に努めます。

(3) 活動を支える人材の育成・障がい者団体への支援

障がい者の社会参加活動を支援するため、活動を支えるボランティアの育成、障がい者団体・家族会等への支援を進めます。

第8節 権利擁護の推進、虐待の防止

1 障がい者の権利擁護

障がいの有無を問わず、誰もが安心して、自分らしい生活を送るためには、人間としての尊厳や基本的人権が守られ、自己実現が可能となる環境が重要です。障がい者が、障がいがあることによって人権侵害や不利益を受けることがないように、権利擁護への理解の浸透を図っていく必要があります。

障がいの有無にかかわらず、互いの個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を図るため、障がい者の尊厳に対する教育・啓発を強化するとともに、権利が侵害されないよう権利擁護や、虐待防止の周知・体制づくり、地域のネットワークづくりを促進します。

(1) 啓発活動の推進

町の広報やホームページ、各種行事、研修会等さまざまな機会をとらえて、障がい者の人権尊重・権利擁護・虐待防止等に関する広報・啓発活動を推進します。

(2) 権利擁護の取り組み

障がい者の権利擁護のために、当事者により実施される障がい者の権利擁護のための取り組みを支援し、法律相談や法律上の諸問題への対応支援などを促進します。

(3) 成年後見制度の周知・利用促進

アンケート調査の結果では、制度の認知が十分でなく、関係機関と連携・協働し、成年後見制度の周知・利用促進を図り、判断能力に不安のある人が、住みなれた地域で安心して暮らすことができる体制づくりに努めます。家族等への支援を通じて、成年後見、保佐及び補助の業務を行う事ができる人材の育成を図ります。

(4) 日常生活自立支援事業の周知・定着

社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の周知・定着を図り、障がい者の権利の擁護に努めます。

(5) 福祉サービス提供事業者等への人権侵害防止の啓発

障がい者が安心して福祉サービスを利用できるように、事業者に対して、意思決定の支援に配慮しながら、合理的配慮の提供をはじめとする人権侵害防止に関する啓発活動を進めます。

(6) 障がい者虐待防止の体制整備と虐待への的確な対応

障がい者への虐待の予防及び早期発見等のため、虐待防止センターと関係機関の連携を強化し虐待防止体制の整備充実を図るとともに、障害者虐待防止法（趣旨、虐待の定義、虐待発見

者の通報義務、通報後の対応等) について、町民、障がい者団体、関係施設、企業等への啓発活動を行います。

(7) 地域ネットワークの構築

障がい者の権利擁護、虐待防止のため、地域住民、ボランティア、民生・児童委員、事業所等地域活動を担う人が、それぞれの役割の中で、協働して支援を行えるように、ネットワークの構築を図ります。

2 まちづくりへの参画の支援

障がいの有無に関わらず、地域で自立して暮らすためには、意思決定に参画できることが重要です。今後とも、地域での自立に向けて、障がい者のまちづくり等への参画のための環境づくりを推進していく必要があります。障がいを理由にまちづくり等への参画機会が制限されないように、障がい者の自主的な活動を促進するとともに、参画のための環境づくりに取り組み、自立と社会参加を促進します。

(1) 情報発信や自主的活動の促進

共生社会を実現していくために、障がい者や家族、団体等の情報発信を支援し、情報交流機会の拡大に努めます。また、障がい者が地域での活動やまちづくり活動などさまざまな自主的活動に積極的に取り組めるよう支援します。

(2) 町政参画等の促進

町の審議会等を通じた町政への参加や、障がい者に配慮した投票制度の周知を行うなど、障がい者の町政等への参画を促進します。

第3章 計画の推進

1 町民との連携による障がい者福祉の推進

障がい者福祉を推進する上で、計画の目指す方向性や取り組みについて、町民、障がい者団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、町などの計画に関係する全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

福祉の担い手である町民それぞれが、自分たちの住む地域を支え合い、助け合いのできる地域に近づけていくためには、町だけの取り組みでは不十分であり、地域の中にある、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズや合理的な配慮に気づき、つないでいく必要があります。

この計画を進めていくに当たっては、地域福祉を担う主体それぞれが、連携を図り役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

2 計画の実施と評価

この計画の進行管理においては、総合計画や地域福祉計画と連動して、各施策目標の達成状況を検証しながら、評価を行っていきます。また、社会情勢の変化により、計画の内容と実態にかい離が見られるときには、計画の変更を行います。

資料編

1 障がい者施策に関する制度改正等の主な経緯

年	事項・内容
平成 23年	<p>「障害者虐待防止法」成立</p> <p>①障がいのある人に対する虐待の防止 ②発見者の市町村への通報義務 ③市町村長の立入調査 ④市町村障害者虐待防止センターの設置 ⑤都道府県障害者権利擁護センターの設置等</p> <p>「障害者基本法の一部を改正する法律」成立</p> <p>1. 総則関係 ①目的規定の見直し（障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現等） ②障害者の定義の見直し（「社会モデル」の考え方、「制度の谷間」のない包括的な定義） ③基本理念の見直し（基本的人権の享有主体としての尊厳、生活を保障される権利等） ④「差別の禁止」に関する条文の新設 等</p> <p>2. 基本的施策関係 医療・介護、教育、療育、就労、住宅、公共的施設のバリアフリー化、防災・防犯など、障害のある人の暮らしに関する分野の基本的な取組の方向性を示すもの</p> <p>3. 障害者政策委員会等 国に障害者政策委員会を設置し、施策の実施状況を監視等</p>
平成 24年	<p>「障害者優先調達推進法」成立</p> <p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律」成立</p> <p>①題名：「障害者自立支援法」⇒「障害者総合支援法」 ②改正障害者基本法を踏まえた「目的規定」の改正と「基本理念」の創設 ③障害者の範囲に「難病等」を追加（平成25年4月施行） ④「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める（平成26年4月施行） ⑤ケアホームとグループホームの一元化（平成26年4月施行） ⑥重度訪問介護の対象拡大（平成26年4月施行）等</p>
平成 25年	<p>「障害者差別解消法」成立（平成28年4月施行）</p> <p>①差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） ②差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施など）</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立</p> <p>①雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務（平成28年4月施行） ②法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加（平成30年4月施行）等</p> <p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」成立</p> <p>①精神障害者の医療に関する指針の策定 ②保護者制度の廃止 ③医療保護入院における入院手続き等の見直し（保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件とする）等</p>

平成 26年	<p>「障害者の権利に関する条約」批准</p> <p>「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立（平成27年1月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病に係る医療その他難病に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を策定 <p>「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」成立（平成28年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害を理由とする差別に関する相談体制や紛争解決体制の整備 ②富山県障害者差別解消ガイドラインの策定
平成 28年	<p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立（平成28年5月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進に関する基本理念、基本方針を定め、国等の責務を規定 <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立（平成28年8月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の作成や就労定着に向けた支援、情報共有の促進など教育・就労・権利利益の擁護等に関する支援を規定 <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立（平成30年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新たなサービスの創設（自立生活援助、就労定着支援等） ②高齢者の介護保険サービスの円滑な利用の促進（利用者負担の軽減） ③障害児を対象としたサービスの創設（居宅訪問型児童発達支援）等
平成 29年	<p>ユニバーサルデザイン2020行動計画 策定</p> <p>：「心のバリアフリー分野」と「ユニバーサルデザインの街づくり分野」を推進</p>
平成 30年	<p>「障害者基本計画（第4次）」閣議決定</p> <p>富山県第5期障害福祉計画（第1期障害児計画）策定</p> <p>富山県手話言語条例成立（平成30年4月施行）</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）の一部を改正する法律」成立（平成30年11月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本理念を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化 ②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
令和 元年	<p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行：</p> <p>視覚障害者等の読書環境の整備の総合的かつ計画的な推進 等</p>
令和 3年	<p>「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ④介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化⑤社会福祉連携推進法人制度の創設 等 <p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国・地方公共団体や保育所の設置者・学校の設置者等の責務の明文化、医療的ケア児支援センターの設置 等 <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」の公布：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業者の合理的配慮の提供の義務化 ②行政機関相互間の連携強化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化 等
令和 4年	<p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）公布・施行</p>

2 入善町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法第11条に基づき、入善町障害者計画を策定するにあたり、入善町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、入善町障害者計画の策定に関することについて検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (2) 障害者又は障害者団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項の審議を終了するまでの期間とする。

(運営)

第5条 委員会の役員は、委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により定めるものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、入善町保険福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

3 入善町障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名
(福)新川むつみ園	園長	高倉 健二
(福)にいかわ苑	副苑長	清水 明子
(特非)工房あおの丘	サービス管理責任者	石原 晴美
障害者社会復帰センターあゆみの郷	センター長	上波 薫
入善町身体障害者協会		山下 志吾
入善町手をつなぐ育成会	会長	上田 俊一
ほほえみ家族会	会長	小島 志保子
入善町社会福祉協議会	常務理事	中村 潔
入善町民生・児童委員協議会	会長	袖野 敏昭
新川厚生センター	所長	大江 浩

4 入善町障害者計画の概要

<基本理念> <目標>

笑顔をかささえる、幸せなまちづくり・安心して地域で暮らせる共生社会づくり

福祉で支える暮らしの推進

医療体制の充実と連携によるケア体制の構築

誰もが活躍できる社会の実現

<施策分野>

<施策の柱>

<主要施策>



入善町障害者計画

令和5年3月発行

入善町保険福祉課

〒939-0693

入善町入膳3255

電話 0765-72-1100